

令和3年4月6日

保護者の皆様

品川区立伊藤小学校

校長 石出 浩朗

欠席の場合の給食費の取り扱いについて

学校では、安全でおいしい学校給食を提供するための良質な食材を安定的に確保するために、食材を早期にまとめて発注し、当日の朝に必要な分だけ納入して調理を行っています。

そこで、児童が欠席し給食を食べなかった場合の給食費については、品川区教育委員会が定める規定に基づき返金処理をしています。詳しくは、下記にてご確認ください。

引き続き給食会計の円滑な運営にご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 通常の欠席の場合

食材料の発注取消が間に合わないため返金の対象にはなりません。

2 「欠食届」による返金について

給食のある日を連続して5日以上欠席する場合、「欠食届」を提出した日の翌日から、給食を実施する2日目以降分を返金します。

* 「欠食届」は事務室に用意してありますが、この用紙の裏面を使用していただいても結構です。担任または事務室へ提出してください。お電話の連絡のみでは、欠食の受理はできませんのでご注意ください。

* 届出日をさかのぼっての欠食届の提出は、受付をお断りいたします。

* 土、日曜日、祝日などに授業や行事を実施し欠食届を提出された場合、物資納入業者が休日で発注変更ができないため、返金起算日を翌週の月曜日（月曜日が祝日等の場合は翌日）といたします。

3 学級閉鎖、学校閉鎖、臨時休校の返金について

給食を実施する2日目以降分を返金します。ただし、閉鎖・休校の決定時間等により発注変更ができない場合は、3日目以降分の返金となりますので、ご了承ください。

4 その他

① 返金は、原則として給食費の引き落とし額から調整いたします。

② 詳細につきましては、学校事務室までお問合せください。